

平成 1 2 年 3 月 3 1 日 自治 振 第 5 3 号 各 都 道 府 県 知 事 へ て 自 治 事 務 次 官 通 知

平成 1 3 年 4 月 2 7 日 総 行 市 第 6 2 号 各 都 道 府 県 知 事 へ て 総 務 事 務 次 官 通 知 に よ り 一 部 改 正

平成 1 4 年 4 月 2 6 日 総 行 市 第 7 8 号 各 都 道 府 県 知 事 及 び 各 指 定 都 市 市 長 へ て 総 務 事 務 次 官 通 知 に よ り 一 部 改 正

## 広域行政圏計画策定要綱

### 第 1 趣 旨

広域市町村圏は、モータリゼーション等を背景として形成されつつある都市及び周辺農山漁村地域を一体とする日常生活圏を場として地域の振興整備を進めるために、昭和 4 4 年度から設定が開始されたものであり、当初は、広域ネットワークの形成、広域事務処理システムの整備に主眼がおかれた。その後、昭和 5 4 年度から策定が進められた新広域市町村圏計画においては、地域の総合的居住環境の整備を目標とし、産業振興等を含めた総合計画とされるとともに、文化、教育、スポーツ等の分野における広域サービスシステムの整備が指向され、各種サービスの中核となる大規模複合施設としてのリージョンプラザの建設が行われた。また、地域経済の振興を広域的、総合的に推進するため地域活性化対策を行うとともに、個性的で魅力ある地域づくりを推進するため、まちづくり特別対策事業が進められてきた。その間、昭和 5 2 年度からは、大都市周辺地域の広域行政を推進するため、大都市周辺地域広域行政圏が設定され、地域の振興整備が図られてきた。

その後、多極分散型国土の形成を通じて国土の均衡ある発展を図ること等の観点から、広域市町村圏等の施策も新たな展開を求められた。平成元年度から選定が進められたふるさと市町村圏においては、基金の果実を利用したソフト事業等の実施により圏域の一体性を高める取組が行われ、広域市町村圏の施策の円滑な実施に寄与することとなった。続いて平成 3 年からは、広域市町村圏と大都市周辺地域広域行政圏の両者を併せて広域行政圏とし、まちづくり特別対策事業に総合事業を加え、圏域を通じた開発整備のための統一コンセプトに基づき、総合的かつ計画的に行う戦略的な取組のより一層の充実が図られた。さらに平成 4 年以降は、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成 4 年法律第 7 6 号)に基づき指定された地方拠点都市地域の整備促進及び一体的振興を図る上において、広域行政圏施策の実績が生かされてきた。

このようにして、広域行政圏の施策は、創造性と多様性に富んだ豊かな地域社会の建設に一定の役割を果たしてきた。しかしながら、2 1 世紀の到来を目前に控え、日本の政治経済社会が大きな構造変革期を迎える中、広域行政圏及びその広域行政機構のあり方についても、新たな展開が求められている。

すなわち、国民の価値観、生活様式が多様化する中、各地域において個性的で魅力的な地域づくりを実現するための方策として、地域住民の積極的な参加の下、地域が自らの選択と責任で地域づくりを行うことや、都市と農山漁村等との連携による多自然居住地域の創造などが、重要な課題となっている。このような地域における参加と連携を推進するに当たっては、その基礎として連携意識の醸成を進めるとともに、地域間の連携主体の形成を図ることなどが重要であるが、連携意識醸成のためには、広域行政圏単位での交流事業の実施や共同利用施設の整備が有効であり、また連携主体としては、広域行政機構を活用することが期待される。さらに、地域間の連携を効果的にするためには、市町村の自主的合併の積極的な推進が必要であ

る。

広域行政圏の施策は、以上のような基本認識を基礎として、各圏域の特性に応じた整備の目標を設定し、それぞれの地域の振興整備の課題を明確にした上で、個性的で活力ある地域づくりを目指した計画の策定及び施策の実施を促進し、もって住民が誇りと愛着を持つことができる豊かで住みよい一体性のある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## 第 2 広域行政圏

### 1 広域行政圏の設定・変更の手續

- (1) 都道府県知事は、関係のある市町村と協議の上、広域行政圏（広域市町村圏又は大都市周辺地域広域行政圏）を設定し、その旨を自治大臣に報告するものとする。
- (2) 数都道府県の区域にわたって一の広域行政圏を設定しようとするときは、関係のある都道府県知事が協議の上、共同してこれを行うものとする。
- (3) 広域行政圏の区域は、(1)及び(2)の手續に準じて変更することができるものとする。

### 2 広域市町村圏の基準

- (1) 広域市町村圏の設定は、おおむね人口 10 万以上の規模を有することを標準とし、次の要件を具備した日常生活圏を形成し、また形成する可能性を有すると認められる地域（大都市及びこれと一体性を有すると認められる周辺地域を除く。）について行うものとする。

就業、生活物資の調達、医療、教育、教養、娯楽その他住民の日常生活上の通常の需要が、その中でほぼ充足されるような都市及び周辺農山漁村地域を一体とした圏域であること。

圏域内に の住民の日常生活上の通常の需要を充足する都市的施設及び機能の集積を有する市街地（以下「中心市街地」という。）が存在すること。

中心市街地と圏域内のその他の市街地及び集落を連絡する交通通信施設が整備されていること。

- (2) 広域市町村圏の設定にあたっては、原則としてすべての市町村がいずれか一の広域市町村圏に属することとなるよう配慮するものとする。

### 3 大都市周辺地域広域行政圏の基準

- (1) 次の要件を具備した圏域を指定するものとする。

大都市と一体性を有すると認められる周辺地域において、おおむね人口 40 万程度の規模を有することを基準とするものであること。

地理的歴史的又は行政的に一体と認められる圏域を形成するものであること。

一体的な将来像を描き、それを達成するために必要な都市的行政課題を有していること。

- (2) 大都市周辺地域広域行政圏の設定にあたっては、いずれか一の広域市町村圏に属する市町村を除くものとする。

### 4 圏域の見直し等

日常生活生活圏域の拡大等広域行政圏設定後の情勢の変化に対応し、圏域の見直しの必要が生じた圏域においては、適切な見直しをするものとする。特に、「市町村の合併の推進についての指針の策定について」（平成 11 年 8 月 6 日自治振

第 9 5 号各都道府県知事あて自治事務次官通知)を踏まえて各都道府県において策定されることとなる「市町村の合併の推進についての要綱」中の市町村の合併のパターンとの関係については、市町村の合併のパターンにおいて合併対象地域となった地域が広域行政圏の境界によって分断されることが極力ないように、広域行政圏の圏域変更により適切な調整を図ることとする。また、広域行政圏が未設定である地域においては、必要に応じ検討協議に努めるものとする。

### 第 3 広域行政機構

#### 1 広域行政機構の設置

広域行政圏に属する市町村(以下「関係市町村」という。)は、広域行政圏の振興整備を推進するための行政機構として、少なくとも次の要件を備える地方自治法第 2 8 4 条第 1 項の一部事務組合若しくは広域連合又は同法第 2 5 2 条の 2 第 1 項の普通地方公共団体の協議会を設置するものとする。(これらを広域行政機構という。)

- (1) すべての関係市町村をその構成団体とするものであること。
- (2) 広域行政圏計画の策定及び広域行政圏計画に基づく事業の実施の連絡調整に関する事務を処理するものであること。

#### 2 広域行政機構の充実強化

広域行政圏施策を推進するために、広域行政機構自らが広域事業(第 4 の 6 参照)の計画的実施に努めるとともに、広域的な地域づくりの推進主体として役割を果たし得るような広域行政機構の体制づくりを以下のとおり努めることとする。

- (1) 協議会である広域行政機構にあっては、一部事務組合又は広域連合へ移行することを含め、その体制強化のための方策について、関係市町村との調整を図りつつ積極的な検討を行うこととする。
- (2) 広域行政圏内の広域行政機構以外の一部事務組合及び広域連合については、できるかぎり広域行政機構に統合し、全体として広域行政体制の簡素効率化を図り、広域事業の実施体制の強化と広域的連絡調整の円滑化を推進することとする。

#### 3 住民参加、協力の確保等

広域行政圏施策の推進に当たっては、審議会、住民懇談会、プロジェクト委員会等を設置するなど、住民の参加や民間の企画力の積極的な活用を図ることとする。また、圏域の一体的な振興整備のため、広域行政機構と関係市町村との役割分担を明確にしつつ、両者の密接な協調体制を確立するとともに、圏域住民、首長、議員、職員の広域行政圏に対する積極的な協力を確保するよう努めるものとする。

### 第 4 広域行政圏計画

#### 1 計画の策定・変更

- (1) 広域行政圏計画は、広域行政圏の将来図及びこれを達成するために必要な施策(市町村事業、広域行政機構の実施事業、その他の一部事務組合及び広域連合の実施事業並びに都道府県事業)等を示すものであり、広域行政機構がその案を作成し、必要に応じて都道府県に意見を求めるものとする。

- (2) 都道府県は、当該計画案について、市町村担当部局、総合調整担当部局及び事業担当部局の相互の連絡調整を図りつつ検討を行い、必要に応じて広域行政機構に対し助言又は勧告を行うものとする。その際、下記の事項に特に配慮するものとする。

都道府県の計画その他の広域的な地域社会の振興整備に関する計画との調和が保たれていること。

市町村事業、広域行政機構の実施事業、その他の一部事務組合及び広域連合の実施事業並びに都道府県事業の分担及び調整が適切になされていること。

広域行政圏間にわたる施設の配置について適切な配慮がなされていること。

- (3) 広域行政機構は、広域行政機構が協議会である場合は協議会の会議で、一部事務組合又は広域連合である場合は議会の議決を経て広域行政圏計画の策定を行うものとする。
- (4) 広域行政機構が広域行政圏計画を変更しようとするときは、(1)から(3)までの手続に準じて行うものとする。

## 2 計画策定・変更の際の総括的留意点

- (1) 広域行政圏のこれまでの成果を踏まえて、多様化する国民の価値観や生活様式に合わせ、豊かさを心から実感できる生活空間の整備を目標とし、国土形成の基礎的な単位として、圏域の総合整備に努めるものとする。
- (2) 個性的自然環境、歴史・民俗的資産、地場産業、人材等地域の有する様々な資源を掘り起こし積極的に活用することにより、地域のアイデンティティの確立に努めるものとする。
- (3) 住民ニーズの変化に対応し、広域行政圏における広域ネットワーク、共同事務処理システム及び広域サービスシステムについて、引き続きその整備充実に努めるものとする。
- (4) 住民の求める施設やサービス水準の高度化に対応するため、広域行政圏の中で、広域行政機構や各市町村等がそれぞれ有機的な機能分担を行うよう配慮するものとする。
- (5) 「今後5か年間の高齢者保健福祉施策の方向～ゴールドプラン21～」(平成11年12月19日大蔵・厚生・自治大臣合意)、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」(平成11年12月19日大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治大臣合意)及び「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」(平成7年12月18日障害者対策推進本部決定)に留意するとともに、「公共投資基本計画」の改定について」(平成9年6月19日閣議了解)に示されている方針に沿うものとする。
- (6) 計画策定に際しては、地域づくりにおける住民の参加意識の高まりに応え、住民参加の基礎となる情報の公開並びに住民懇談会の設置及びアンケート調査の実施等の住民の意向が有効に反映できる方策の実施に努めるものとする。
- (7) 計画策定に当たっては、ソフト事業を支援する「ふるさと市町村圏基金」等を十分活用し、総合的かつ計画的な地域づくりに取り組む積極的な内容のものとなるよう努めるものとする。
- (8) 計画の達成度を明らかにし、住民に対する説明責任を果たすため、計画の目標の設定に当たっては、可能な限り成果を表す指標を設定し、その目標については数値化を図るよう努めるものとする。

### 3 計画の構成

広域行政圏計画は、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものとする。

### 4 基本構想に関する事項

基本構想は、広域行政圏の地域の振興発展の将来図（土地利用計画を含む。）及びこれを達成するために必要な施策の大綱を示すものとし、その期間はおおむね10箇年度とする。その際、圏域が果たすべき役割を明確にするなど地域課題に即応した圏域の将来像の樹立に努めるものとする。

### 5 基本計画に関する事項

基本計画は、基本構想に基づき、圏域の総合的かつ一体的な整備のための施策の体系を定めるものとし、その期間は、基本構想の期間以内で弾力的に定めることとする。

基本計画の策定に当たっては、下記の事項に留意しつつ、広域的な観点からの、圏域の特性を踏まえた個性的、戦略的な地域づくりに配慮するものとする。また、その際、市町村、広域行政機構、その他の一部事務組合及び広域連合並びに都道府県の役割を明確にするものとする。

- (1) 圏域を一体としてとらえるとともに、圏域の特性に応じ、計画の目標を明確にした個性豊かな計画とすること。
- (2) 創造性と多様性に富んだ豊かな地域社会の実現に努める計画とすること。
- (3) 少子・高齢化、国際化、情報化等の新たな地域課題に積極的に取り組む計画とすること。
- (4) 住民の求めるサービスの水準の高度化に対応し、適切な機能分担に基づく効率的で質の高い広域サービスシステムの構築に関する事項を盛り込むこと。
- (5) 圏域全体の公共施設の効率的配置に努めるとともに、既存施設のネットワーク化を図ること。
- (6) 広域的な観点からする地域活性化、地域づくり、むらおこしの推進に積極的に取り組む計画とすること。
- (7) 地域における人材、技術、情報、資源等を効果的に活用した自発的、独創的な経済振興施策に配慮した計画とすること。
- (8) 健康づくり・スポーツ活動、文化活動、人材育成といったソフト事業にも配慮した計画とすること。
- (9) 公共施設整備の水準その他計画の目標水準が地域の実態に即して妥当なものであること。
- (10) 公共施設の整備に当たっては、既存ストックの最大限の活用に努めることとし、必要に応じ、既存施設のリニューアルや利用方法等のソフト面の検討を行うこと。
- (11) 施設運営についての見通し及び効率的な運営に配慮すること。
- (12) 計画の財政的裏付けが妥当であること。
- (13) ふるさと市町村圏基金等の地域独自の発想を支援する施策を活用した計画とすること。
- (14) 計画に基づく施策の実績を積み重ねることにより、結果的に圏域の一体感がさらに醸成されている場合には、必要に応じ、圏域全体又は圏域内の一部の区域を基礎とした市町村合併の検討を行うこと。

### 6 実施計画に関する事項

実施計画は、基本計画に掲げる事項を実現するための事業の全部又は一部の実施の具体的計画を定めるものとし、毎年度向こう3箇年度を期間とするローリン

グ方式により策定するものとする。実施計画の策定に当たっては、以下の点に留意するものとする。

- (1) 事業の種類、事業の内容、実施主体、事業費及び財源内訳、経費の分担並びに事業完了までの期間等を明らかにするものとする。
- (2) 実施主体ごとに、市町村事業、広域行政機構の実施事業、その他の一部事務組合及び広域連合の実施事業並びに都道府県事業に区分して整理するものとする。
- (3) 広域事業に関する計画（ふるさと市町村圏基金に関する広域活動計画を含む。）については、他の事業と区別して整理するものとする。

広域事業とは、圏域の総合的かつ一体的な振興発展のために必要な事業であって、都道府県、広域行政機構、その他の一部事務組合及び広域連合が実施する事業並びに広域的調整の下に実施し二以上の市町村に効果が及ぶ市町村事業をいうものである。

## 7 広域行政圏計画と他計画との関係

### (1) 市町村計画との関係

広域行政圏計画は、関係市町村の基本構想やこれに基づく市町村の総合計画との整合性の確保を図るものとし、必要に応じて相互の調整を行うものとする。ただし、関係市町村の基本構想や総合計画の内容の羅列に止まらないよう、圏域を一体的に捉えた現状分析及び目標設定等を積極的に行うものとする。

### (2) 都道府県計画との関係

広域行政圏計画は、都道府県の地域に関する総合的な計画と相互の調整を図るものとする。

### (3) 他の地域開発計画との関係

広域行政圏計画の策定に当たっては、国土利用計画その他の法令等に基づく地域の振興整備に関する計画と必要な調整を図るものとする。

## 第 5 国及び都道府県の措置

### 1 国の措置

国はこの通知に即して行う広域行政圏計画の策定に要する経費の一部及び広域行政圏の振興整備に関する事業に要する経費の一部について地方交付税の算定上所要の措置を講ずるものとする。

### 2 都道府県の措置

都道府県は、広域行政圏計画に基づく広域行政圏の振興整備を促進するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 広域行政圏計画の策定及び実施に関して市町村担当部局と総合調整担当部局の調整を図り、広域行政機構及び関係市町村に対し、助言、情報の提供及び協力をするための体制を整備すること。
- (2) (1)の部局及び事業担当部局の相互の連絡調整を図り、事業の総合的な実施体制を整備すること。
- (3) 広域行政機構と国の関係行政機関との連絡調整を図ること。
- (4) 都道府県計画において、広域行政圏の設定及び振興整備の基本方針を定めること。

### 3 広域的市町村の取扱い

一の広域行政圏に属するすべての関係市町村の合併により新たに設置された市

町村については、当該市町村の振興整備に関する総合的な計画を広域行政圏計画とみなし、引き続き必要な行財政上の措置を講ずるものとする。

## 第 6 その他

### 1 ふるさと市町村圏との関係

平成元年度以降「ふるさと市町村圏推進要綱」により、広域市町村圏の中からふるさと市町村圏を選定し、ふるさと市町村圏計画の策定及びこれに基づく事業の推進を図ることとしている。選定された圏域にあっては、ふるさと市町村圏基金の果実を利用したソフト事業等のふるさと市町村圏施策を積極的に推進することにより、圏域内の一体性を高め、もって広域行政圏施策の推進の円滑化に寄与することとする。

### 2 旧通知に基づく広域行政圏等の扱い

旧通知に基づき設定、設置又は策定された広域行政圏、広域行政機構又は広域行政圏計画は、それぞれ本通知に基づき設定、設置又は策定された広域行政圏、広域行政機構又は広域行政圏計画とみなすこととする。ただし、本通知に照らし、圏域の変更、広域行政機構の充実強化又は計画の変更等を行うことが適当である場合には、できるだけ早い時期にこれらを行うものとする。